

八幡市風しん予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠初期における風しんのり患を原因とする先天性風しん症候群の発症を予防し、安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めることを目的として、風しん予防接種（以下「予防接種」という。）を受ける者に対して予算の範囲内で予防接種に要する費用を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種の接種日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 妊娠を希望する女性であり、抗体検査等により風しん抗体価（以下「抗体価」という。）の低い者
- (2) 妊婦の同居者であり、抗体検査等により抗体価の低いもの。ただし、当該妊婦の抗体価が低い場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、予防接種の接種日において、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 風しんにり患したことがある者
- (2) 予防接種を2回以上受けたことがある者

(助成する予防接種の種類)

第3条 助成の対象となる予防接種の種類は、風しん単独ワクチン接種又は麻しん風しん混合ワクチン接種とする。

(助成金の額)

第4条 助成の額は、次の各号に掲げる予防接種に応じ、それぞれ当該各号に定める額又は予防接種に要した費用の実費のいずれか低い方の額とする。

- (1) 風しん単独ワクチン接種 4,500円
- (2) 麻しん風しん混合ワクチン接種 7,000円

2 前項の規定にかかわらず、予防接種の接種日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者又は市民税非課税世帯に属する者については、予防接種に要した費用の実費を助成するものとする。

3 助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。

(助成金の申請及び請求)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡市風しん予防接種費用助成申請（請求）書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 予防接種の接種年月日及び接種ワクチンの種類が確認できる書類
- (2) 予防接種に係る領収書（原本に限る。）
- (3) 助成対象者の抗体価が低いことを証する書類
- (4) 妊婦の抗体価が低いことを証する書類（助成対象者が妊婦の同居者である場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申請及び請求は、接種を受けた日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。

（助成金の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請書等の内容を審査のうえ助成の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付した助成金を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、予防接種費用の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月9日から施行する。